

お急ぎください！

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請期限は7月29日（金）です

「高齢者向け給付金」の申請受け付けが、7月29日（金）に終了します。期限までに申請が行われなかった場合、支給対象者のうち、28年度中に65歳以上になる（昭和27年4月1日以前に生まれた）方

児童手当

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度 現況届の提出はお済みですか

児童手当は6月分以降の手当を受給するために現況届の提出が必要です

医療費助成制度は現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日（金）までです。28年1月1日に住民登録がある方には、有効期間が10月1日（土）からの医療証を9月下旬に送

市税などの納付にご協力ください

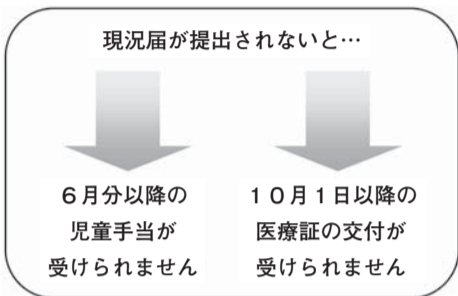
8月1日（月）は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期の納期限です

は対象外となります。

【支給額】支給対象者1人につき3万円

【申請方法】7月29日（金）までに（当日消印有効）、郵送または同給付金窓口（市役所1階、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）へ直接提出してください

※今後、支給を予定している「平成28年度臨時福祉給付金」および「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」は申請の受け付けを9月以降に開始する予定です



夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都市税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください

障害福祉関連の

手当が変わります

8月1日（月）から心身障害者福祉手当の制度が改正されます。改正後の手当制度は次の通りです

【対象】次の①～④のいずれかに該当する方。①身体障害者手帳1～4級（20歳未満の方）は3・4級をお持ちの方

Table with 2 columns: 所得制限基準額 (所得額) and 扶養親族などの人数. Values range from 0 to 5 people and 360,000 to 550,000 yen.

※その他、所得から控除できるものもああります。5人以上の扶養親族が増すと、医療費助成額は40,000円になります

国民健康保険

高額療養費など国民健康保険から給付される医療費

医療費が高額になったときは

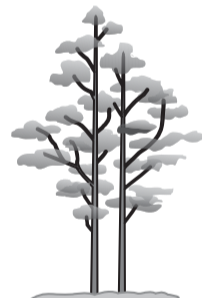
1カ月に保険医療機関などで掛かった医療費が算定基準額を超えたときは、その超過額が高額療養費として支給されます

医療機関からの請求に基づき毎月計算し、該当した方に、医療機関にかかった3カ月半以降に高額療養費支給のお知らせと申請書を郵送します

【住宅加算】次の①～④のすべてに該当する方は、住宅加算（月額3,500円）が適用されます

【手当額】①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、または進行性筋萎縮症の方②市内の民間アパート、借家などにお住まいの方③住民税非課税世帯の方④市から他の住宅扶助を受けていない方

【支払時期】4月、8月、12月のいずれも25日までに提出してください



医療費が高額になったときは、医療機関から請求に基づき毎月計算し、該当した方に、医療機関にかかった3カ月半以降に高額療養費支給のお知らせと申請書を郵送します

【手続き方法】次の①～⑤に該当する場合は、それぞれ必要な書類を持参の上、同課へ申請してください

Advertisement for Mayor Nakamura Kikichi, featuring a portrait and text about his 20th anniversary and a tree-planting event.

魅力が開花するまちへ 皆さんこんにちは。今回は植物に関連した環境ボランティア活動を紹介したいと思います

東久留米音頭練習会&地域で元気に暮らすこと（市長座談会） あなたもできる楽しい地域の絆づくり

東久留米音頭の練習会を主催する「ひがくるめ」の絆づくり実行委員会では、地域のつながり作りのきっかけとして、老若男女問わず多くの人が参加できる「東久留米音頭」などの踊りを11月12日（土）の「市民みんなのまつり（農業祭・商工祭）」で踊ります